

予想される被保険者の保険証提示方法

※ 保険証の廃止に伴い以下の保険証提示が考えられます。

- (1) 保険証の有効期限まで現行の保険証を利用する
- (2) 保険証に紐づいたマイナンバーカードを利用する
- (3) マイナンバーカードを持っているが、登録を解除して資格確認書を利用する
(現行の保険証有効期限が切れた場合)
- (4) マイナンバーカードを持っていないので資格確認書を利用する
- (5) スマホでマイナポータルの健康保険証の資格情報を提示する
- (6) 被保険者資格申立書を可能な限り記入して提示する
- (7) 「資格情報のお知らせ」を提示する
- (8) スマホをマイナ保険証の代わりに使う
- (9) 顔認証マイナンバーカード（暗唱番号なし）を利用する
(11月27日から運用開始見込み)

令和6年12月以降、保険証廃止後は被保険者（患者様）が上記の方法で保険証を提示することが考えられます。被保険者（患者様）が上記の方法で提示を行っても慌てずに対応してください。

因みに、令和6年10月から救急搬送された場合、本人の同意なく「救急時医療情報閲覧」制度で確認が行われています。